

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	立澤 貴明
登録番号又は法人番号	1 9 1 3 0 4 5 5
所属する単位会	埼玉県行政書士会
事務所名称	行政書士立澤貴明総合事務所
事務所所在地	埼玉県越谷市東町5丁目262番地
処分年月日	令和5年12月15日
処分内容（種類）	1年間の会員の権利停止 (令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間)
上記処分をした理由	<p>1. 当該会員は令和5年11月1日午前7時28分頃、Xに次の投稿をした。『私の土地家屋調査士・行政書士事務所に「解体業の資材置場」の農地転用許可申請の依頼が来ました。いわゆるクルド人関連の業者のヤードです。（もちろんお断りしました。）すでに関係各所にお伝えはしておりますが関連業者や近隣住民の方はご注意ください。』（本文末尾に現場周辺が容易に判明できる地図を掲載。）投稿した内容につき、同月9日に当該会員を呼び出し、当会として即時の削除と謝罪を求めたが、当該会員はこれに応じなかった。その後、同月10日に会長声明の発出、同月22日に朝日新聞による記事掲載を経て、同月23日によろやくXにおいて投稿の削除と謝罪の意を表明した。</p> <p>2. 本件は行政書士法第10条（行政書士の責務）、行政書士法第12条（秘密を守る義務）、埼玉県行政書士会会則第13条（品位の保持）、埼玉県行政書士会品位保持規定第5条（業務外活動への関与）に抵触する。</p> <p>3. 但し、法第12条については、その疑いは濃いものの「弁護士・議員間において事前協議」がなされ、議員と行政書士としての身分を混同し、「言葉足らず」であったことを認めて反省していること。又、当会品位保持規定第5条についても、議員としての地域住民への奉仕に駆られる等の事情を斟酌し、この点については綱紀委員会において厳重に注意し、指導したところである。</p>

<p>上記処分の根拠となった法令及び会則の条文</p>	<p>行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第12条 行政書士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。行政書士でなくなった後も、また同様とする。</p> <p>埼玉県行政書士会会則第13条 会員は、業務上必要な学術の研究及び実務の研鑽に努力し、たえず人格の向上をはかり、行政書士としての品位を保持しなければならない。</p> <p>埼玉県行政書士会品位保持規定第5条 会員は、行政書士の本来業務の他に営利・非営利を問わず行う活動に関与するとき、品位を損なう行為及び行政書士としての地位を汚す行為をしてはならない。</p>
-----------------------------	--